

平成 27 年 3 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
〔 公 印 省 略 〕

加圧送水装置の基準の一部改正に係る運用上の留意事項について（通知）

今般「加圧送水装置の基準の一部を改正する件」（平成 27 年消防庁告示第 6 号）が公布され、加圧送水装置に用いる電動機として JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ）（以下「トップランナー対応電動機」という。）が追加されました。

トップランナー対応電動機は、従来の電動機と比較して、電動機効率が高い、力率が低い、始動・定格電流が大きいなどの特徴を有していることを踏まえ、その運用に係る留意事項を下記のとおり定めたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 従来の電動機からトップランナー対応電動機への取り替え時における留意事項
  - (1) トップランナー対応電動機は、従来の電動機と比較して始動電流・定格電流値が大きくなることがあるため、分電盤や制御盤内に設置されている遮断器が始動電流で誤作動しないことをカタログ等により確認すること。  
また、配線の容量や過電流警報装置の作動電流の設定値についても、併せて確認が必要であること。
  - (2) 非常電源として用いる自家発電設備の出力について、再算定が必要となること。  
また、再算定にあたっては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定の一部改正について」（平成 27 年 3 月 25 日消防予第 127 号）により示した、出力算定の方法を参考とすること。
  - (3) (2)の結果、自家発電設備の出力が不足する場合の対応としては、自家発電設備の増設のほか、電動機の始動方式を変更すること等により始動電流を小さくする方法が考えられること。
  - (4) 電動機の回転速度が上がることにより、加圧送水装置のポンプの吐出量や揚程が増加す

ることがあるので、消防用設備等に係る基準値（例：スプリンクラー設備の放水圧力）が規定の範囲内にあることを確認すること。

また、基準値を超えた場合の対策としては、ポンプ羽根車の径を縮小する方法等があること。

- (5) 電動機の外形が大きくなることがあるため、外形寸法図等により設置スペースが確保されているか確認すること。

## 2 その他

「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成26年3月31日付け消防予第137号）中間7は、トップランナー対応電動機が加圧送水装置の基準に規定される前における取扱いを示したものであるため、本通知により削除する。

消防庁予防課設備係 担当：金子、久保田 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---